

「近世後期の朝廷財政と江戸幕府」——寛政く文化期を中心に——

佐藤雄介

はじめに

御所の造営や大嘗祭など、巨額な費用が必要とされる臨時の案件に関しては、その費用のほとんどすべてを幕府が負担していたが、より日常的な（＝通常の朝廷運営）レベルにおいても、朝廷は幕府からの金銭支給を必要としていた。しかし、幕府にとつて朝廷が必要な存在であったからこそ行われたであろう、こうした金銭支給はけつして近世を通じて一定であったわけではなく、いくどかの改変があった。

言い換えれば、金銭支給の具体的な内容（支給額や支給形態など）とその変化、およびそれを行なった幕府の意図を検討することで、その時期の朝幕関係の内実とその変化がより具体的に見えにくると思われる。つまり、日常的なレベルでの幕府から朝廷へ

の金銭支給やその運営方法は、朝幕関係史を考察する上での重要な要素になりえるのである。

それにもかかわらず、この点を主要な検討対象とした研究は少なく、奥野高広氏の『皇室御経済史の研究』後編と日柳彦九郎氏の「江戸時代の記録に現れたる皇室費（一）、（二）、（三）」²⁾がおもなものである。この二つの研究によって明らかになっている点をまとめると次のようになる。³⁾

近世当初、禁裏のおもな収入は「禁裏料」からの物成と将軍・大名・寺社などからの献上物であった。このうち、禁裏料からの物成は京都代官によつて徴収され、朝廷の勘定方とも言うべき口向⁴⁾において取り扱われた。口向は旗本である禁裏付によつて統括され、その下には取次・賄頭などの口向役人がいた。

一方、諸所からの献上物は奥において取り扱われた。この奥を

統括したのは女房である長橋局であった。基本的には京都所司代（以下、所司代と略す）や禁裏付が奥の運営に指図をすることはできなかった。

近世当初はこうした収入だけで十分であったが、その後、時代が下るに連れて徐々に支出が増大し始めた。その結果、享保（一七一六〜一七三六）年間には支出超過の状態に陥ることがしばしばあった。これに対して幕府は年々「取替金」と呼ばれる無利子無年限の貸付金を禁裏に貸し付け、その不足分を補ったが、禁裏からの返済はほとんどなかった。

やがて、宝暦（一七五一〜一七六四）年間末頃になると、支出はさらなる急増を見せ始め、それに伴って取替金の貸付けもより頻繁に行われるようになった。その後、安永三（一七七四）年に口向役人の不正事件が起ると、それをきっかけとして、幕府による禁裏の收支調査が行われた。そして、この調査結果が参考にされた上で、安永七年から「御賄御入用御定高制度」（以後、定高制と略す）が禁裏に導入されることになった。この定高制とは、口向の年間の予算に上限を加え（銀七四五貫目）、さらに奥に対する取替金も年間金八〇〇両と定めたものであった。⁶⁾

しかし、安永七年以後も支出が定高で取り決められた予算を上回ることはしばしばあり、そのたびに臨時の取替金が必要となった。そのため、松平定信の申入れによって、禁裏では寛政二（一七九二）年から三ケ年に渡る儉約が行なわれることになった。さ

らに、つづく寛政三年には定高制の改正が幕府から禁裏に申し入れられた。この申入れの内容は、享保年間以来蓄積されている取替金の未返済分をすべて帳消しにした上で、以後、口向・奥とも定高で取り決められた分は貸付けではなく、進上、すなわちすべて無償で支給することにする。その代わりに、定高以上の金銭を臨時に支給するようなことは一切しない、というものであった。⁷⁾

また、この時、口向定高のうち、消化し切れなかった残金である余銀の三分の一を「備銀」として貯蓄しておくことも定められた（残りは奥へ支給）。この備銀は臨時の支出が必要となった際に適宜活用された。さらに寛政七・八年頃には、余銀の九分の二を「荒年手当銀」として貯蓄し、備銀と同じように活用することが定められた。この結果、余銀は、その三分の一が備銀へ、九分の二が荒年手当銀へ、残りの九分の四が奥へ配分されることとなった。⁸⁾

以後、文久三（一八六三）年に口向定高が百貫ほど増額されるまで、この定高制を軸にしたあり方に大きな変化は見られなかった。ただし、將軍・大名・寺社などからの献上金は定高の範囲外であり、定高制導入以後も奥の大きな収入源でありつづけた。したがって、定高制導入以後の奥の収入は、定高金八〇〇両・諸所からの献上金・余銀の九分の四（荒年手当銀導入以前は三分の二）、を合わせたものであった。前述したとおり、基本的には所司代や禁裏付が奥の運営に指図することはできなかった。⁹⁾

先行研究の精緻な検討によって、これまで以上のような点が明

らかにされてき、ここから、支出の抑制を狙って、定高制の改正や備銀・荒年手当銀の創設が行なわれた寛政年間がひとつの画期であったことが明らかになる。しかし、実はこの時期に行われた支出抑制策はこれだけではなく、このほかにもさまざまな規定があらたに設けられていた。くわしくは後述することになるが、これらの規定もまた、寛政年間における幕府から朝廷への日常的なレベルでの金銭支給を考える上では重要なものである。ところが、この点については従来とくに何の指摘もされていない。

そこで、本稿ではまず、この時期にあらたに設けられた諸規定の具体的な内容を明らかにする。その上で、これらの規定と定高制の改正や備銀などの制度の創設を合わせて、この時期の幕府から朝廷への金銭支給をより総体的に捉えなおし、そこから見える朝幕関係について考察していく。さらに、その後、こうした制度や規定が実際にはどの程度機能していたのか、また、いかなる影響を及ぼしていたのかについても検討していきたい。⁽¹¹⁾

なお、禁裏や仙洞といった各御所の会計は別個に行われており、幕府からの金銭支給も御所ごとに行われていた。したがって本来は、幕府と各御所との関係を個別に見ていく必要があるが、本稿ではとくに幕府と、各御所の代表格である禁裏との関係に限定して検討を行っていききたい。

また、本論に入る前に、本稿でもにも用いる史料「御所々御入用筋書抜」⁽¹²⁾の性格についても触れておきたい。この史料は幕府か

ら朝廷への金銭支給に関する数少ないまとまった史料であり、非常に貴重なものである。それにも関わらず、これまでほとんど使われていない。⁽¹³⁾

この史料には、さまざまな申渡しや覚書などが収められているが、ほぼ、①老中から所司代への申渡し、あるいはそれを所司代が禁裏付や京都町奉行らに伝えているもの、②禁裏付や京都町奉行から所司代へ宛てられた伺書、③覚書、の三つに分けられる。

編者・作成年代ともに不明であるが、収められている史料の年代は安政五（一八五八）年までであるので、作成年代は安政五年頃かと思われる。また、たとえば老中間の評議など、江戸での評議に関する史料はいっさい載せられていないことから考えて、編者は京都の幕府役人と推測される。

第一章、諸制度・諸規定の確立

前述したように寛政年間には、松平定信の申入れによる三ヶ年の儉約や、定高制の改正、備銀・荒年手当銀の創設が行われ、支出の抑制が図られた。⁽¹⁴⁾しかし、実はこの時期に行われた支出抑制策はこれだけではなく、ほかにもさまざまな規定があらたに設けられていた。この点については、これまでとくに何の指摘もされていないので、まずは、この時期に設けられた諸規定の内容を具体的に明らかにしていく。

(一)、人件費に関する規定

次に挙げる【史料一】は、寛政二年十二月に所司代から村武家へ宛てられたものである。¹⁵⁾

寛政二戌年十二月太田備中守殿(資愛、所司代)御達、

御附江、

非藏人々数之儀、元文・宝曆比者大概六拾人高二有之候処、明和之比より追々相増、当時之高八拾人余二相成候由、且、一旦非藏人被 仰付候得者、世禄二相成候趣二候、左候而者向後減候術者無之、不容易事二候、依之、以来万一不法失錯等二而非藏人被免候共、元文・宝曆之比之人数高二相成候迄者新規被 召出之儀、御猶予有之度事二存候、御宛行等者聊之儀二候得共、御規則無之候而者、追々御不手繰之基たるべく候、女中人数之儀も同前之事二候、右之趣、両卿江可相達旨、年寄衆より申来、則相達候間、可被得其意候、尤以来非藏人并女中之人数高御宛行をも記之、分限帳之趣二仕立、自分方江又者各之方、何れ二而も都合宜方ニ差置候様、年寄衆より申来候間、得其意、仕立候ハ、各之方江被差置、右控、自分方江も可被差置候、尤代り等有之候節々届可被申聞候、

十二月

ここから、非藏人や女中の定員の取決めや分限帳の作成によって、人件費の抑制を図ろうとしていることが明らかになる。ただ

し、あくまで免職不補充を定めているだけで、強制的な人員削減を行おうとしているわけではないことには注意しておきたい。

次に【史料二】を検討する。これは寛政十年正月十日付の達書で、老中からの申渡しを所司代が禁裏付や仙洞付に伝えているものである。興味深い史料であるが、非常に長文であるため、必要な部分だけを抜粋せざるをえない。そこで、最初にこの史料の全体構成について説明しておこう。

この史料は大まかに分けて、

- ① 「御所口向人数元極無之二付、各々追々被取調、此度人数取極候」という趣旨の伺書を所司代が老中に提出している部分。

- ② 老中からの返答が所司代に伝えられ、所司代がこれをさらに禁裏付や仙洞付に伝えている部分。

の二つに分けられる。このうち②の部分に次に挙げる【史料二】¹⁶⁾である。

【史料二】

(前略)右、御所々口向人数之儀、安永三年御取締被

仰出候節、取調之上、御所々御抱之もの人数取極候趣、

此度取調申遣候書面ニ而者当時相勤居候人数を以取極候趣ニ付、安永之度之人数ニ見合、禁裏口向惣人数ニ而式拾壹

人相減、仙洞ニ而者拾壹人相増、中宮之方者寛政六

年ニ見合、式人相増候旨ニ相見、仙洞 中宮者元人数

より相増、 禁裏之方者安永度二見合、 人数減少候故、 右

之通二而向後御差支無之候ハ、 伺之通相定置可然候、 (後略)

ここから、安永三年に各御所の口向役人の定員規定が取り決められていたこと、また、寛政十年には、この安永三年の規定が参考にされつつ、ふたたび規定の取り決め直しが行われていることがわかる。⁽¹⁷⁾このような規定の取り決め直しが行われた理由に関しては、史料中にはとくに明記されていないが、【史料一】の場合と同じく、人件費の抑制にあつたと思われる。

次に【史料三】を見てみよう。⁽¹⁸⁾

【史料三】

寛政三亥年十一月、太田備中守殿(資愛、所司代)御渡、

井上美濃守(利明、京都町奉行)江、

御所々御内之者退役或隠居相願、御宛行被下候節、前々より奥向二而凡取極被申出候仕来之儀、畢竟以前者 御所々御料物成を以年分御取賄御不足も無之相濟候事故、奥向之取計二茂可有之候得共、追々御入用相増、御物成二而御取賄難相濟候二付、享保年中始而御取替之儀被 仰出、其後次第二御手張二相成、年々御物成高より者御取替之方相増候様相成候儀二付、都而御蔵米出方 御所限御取扱二者相成間敷儀二候得共、安永三千年御取締被 仰出候後も隠居・退役等之もの御宛行前々仕来之通、凡奥向二而取極被申出、隠居・退役之後も勤役之節之御宛行高其俣被下候類も有之、猶更不

相当之儀二候、尤関東之御振合二而者御抱入之もの退役之節者直二御暇被下候儀二候得共、御所向之儀者前々より御宛行被下来候儀相止候ハ、相歎候向も可有之二付、向後数十ヶ年精勤二而七拾歳以上之もの江当勤同様御宛行被下候儀者格別、一役十ヶ年以上相勤、俸も相勤罷在候拾石取五拾歳以上二候ハ、三人扶持、九石以下侍分、右同様之振合三候ハ、式人扶持、仕丁頭以下者言人扶持、何茂言人五合扶持之積相定、一役十ヶ年以下之勤二而退役等願候者以来者御扶持不被下積被心得、是迄隠居・退役後、御宛行被下来候役柄之向者其節勤切之甲乙得与取調、可被相伺候、右之趣兼而奥向二も心得被置候様、長橋局並仙洞・女院両局江も可被相達候、但、病氣二而引籠候もの期月も無之、不取締二付、以来十ヵ月二及候ハ、退役相願候様可被申渡候、⁽¹⁹⁾

右之通可申渡旨、年寄衆より申来候二付、御附之者江申渡候間、可被得其意候、

十一月

これは寛政三年十一月付のもので、「御所々之御内之者」、つまり各御所に勤仕する口向役人の隠居料に関する老中からの申渡しを、所司代が京都町奉行に伝えているものである。⁽²⁰⁾

従来、口向役人の隠居料は奥の判断で決定されることになっており、隠居後も在職中の役料と同じだけの隠居料が与えられる者もなかにはいた。老中らはこれを問題視し、幕府においては最下

級の御家人である抱入の者にはとくに隠居料を与えていないことを引き合いに出して、口向役人に退役後も在職中の役料と同額の隠居料を与えることがあるのは「不相当」だとした。

そこで改正が図られ、隠居料を奥の判断で決定することは取り止めとなった。そのかわりに今後は、口向役人の中の序列や勤続年数などに応じた細かな規定をあらたに取り決め、それに則って隠居料を決定していくことが定められた。

【史料三】からは以上のようなことが明らかにするが、これもまた、人件費の抑制を狙ったものだと考えられる。ただし、口向役人の場合は、幕府における抱入の者とは違って、隠居料の授与が完全に取り止めになったわけではなかった。あくまでこの規定は、奥の判断で隠居料が無制限に決められている現状を嫌った幕府が、これに一定の制限を加えようとしただけのものではなかった。

このほか、寛政三年には口向役人の見習の任命に関する規定も設けられており、この時期には人件費に関するさまざまな規定があらたに設けられ（あるいは改正され）ていた。その狙いは基本的に人件費の抑制にあったと思われる。

(11)、規定の遵守

ここまで寛政年間には、①非藏人・女中の定員、②口向役人の定員、③口向役人の隠居料など人件費に関するさまざまな規定が取り決められ、支出の抑制が図られていたことを明らかにしてき

た。それでは、こうした規定はその後も遵守され続けたのだろうか。

まず、非藏人・女中の定員規定に関して、【史料四】を検討しよう。この史料は文政十三（一八三〇）年に所司代から禁裏付に宛てられたものである。その内容は、

① まず、奥に勤仕する女房である大乳人の子、鴨脚為丸をあらたに非藏人として召し出したい、との禁裏からの要望を武家伝奏が禁裏付に伝えている部分。

② その後、禁裏付が作成した取調書と禁裏からの要望書が所司代を介して老中に提出されている部分。

③ 最後に、老中からの返答が所司代に伝えられ、それがさらに禁裏付に伝えられている部分。

の三つに分けられる。このうち、②・③の部分⁽²²⁾を次に挙げる。

【史料四】

（前略）尤今度被申立候大御乳人勤切者主上御幼稚より御随従申上候間、品能被申立之御趣意相達候様、伝 奏衆被申聞書付相達候付、御附之者差出候書付、各被取調候趣共、江戸表江相達候処、右者寛政二年相達候趣も有之、当時非藏人人数、元文・宝暦度之人数より相減候儀二而も無之候間、此度為丸儀、新規被召出之儀、御猶予有之候様可達段、年寄衆より申来候間、為心得相達候、

正月

禁裏側は大乳人の功勞を強調することによって、彼女の子である為丸を非藏人としてあらたに召し出すことに説得力を持たせようとしている。しかし、これに対して老中は、規定に反することになるので、要望に応えることはできないとしている。ここから文政十三年の時点でも、寛政二年の定員規定は遵守を求められていたことが明らかに⁽²³⁾なる。

次に口向役人の定員規定に関して見ていこう。「御所々御入用筋書抜」には所司代から禁裏付に宛てられた弘化三年八月十四日付の申渡し⁽²⁴⁾が収められている。その内容は、口向役人の一種である取次の加勢、渡辺甲斐を正式に取次本役に任命したい、との禁裏からの要望に対する老中の返答を示したものである。この史料の中で老中は、「筆者註…禁裏からの要望は(御所々御内役人人数定之規矩二相響、不容易儀二付、難承届(後略)」と述べており、寛政十年に取り決め直された口向役人の定員規定に反するとして、禁裏側の要望を認めていない。ここでも定員規定は遵守を求められているのである。

この点に関してもう少し検討していこう。「御所々御入用筋書抜」の中には、口向の各役職の職務と定員、および寛政九年時点での在職者数などが書き記されている。「寛政九年、禁裏口向、取次以下仕丁迄人数書」⁽²⁵⁾が収められている。作成者不明の史料ではあるが、寛政十年に取り決め直された口向役人の定員規定の草案かと思われるので、ここから規定の具体的な内容を推測することができる。

表、口向役人の定員の比較 (単位：名)

	①寛政10年の規定	②幕末の定員	差 (②-①)
取次	7	7	±0
賄頭	1	1	±0
勘使	4	4	±0
御膳番	5	5	±0
修理職	3	3	±0
賄方	6	6	±0
板元吟味方	2	3	+1
板元	8	?	?
鍵番	6	5or6	-1or±0
奏者番	4	4	±0
使番頭	3	3	±0
小間使	5	5	±0
使番	?	?	?

一方、『幕末の宮廷』には、幕末における口向役人の定員が、すべてではないが、書き記されている。⁽²⁶⁾ここから明らかになる幕末の口向役人の定員と寛政十年に取り決め直されたそれとをまとめると、前頁の表のようになる。

前頁の表から、定員の数はほぼすべての役職で変化していないことが確認できる。幕末に至っても、定員規定はほぼ遵守されていたと言えよう。

★小括

安永年間に定高制が導入された後も、禁裏の支出は定高を超えることがたびたびあった。⁽²⁷⁾また、この時期は御所の数自体も少なくなかったため、幕府から朝廷への金銭支給もその分大きなものにならざるを得なかった。⁽²⁸⁾これらの点から、定高制導入以後も、幕府からの金銭支給は過多の状態にあったと考えられる。

こうした状況は当然、儉約を基調とした寛政改革下の幕府によって問題視されることとなった。その結果、支出の抑制が図られることになり、奥野氏が指摘しているような定信の申入れによる三年間の儉約や定高制の改正、備銀・荒年手当銀の創設が行われた。⁽²⁹⁾しかし、実はこの時期にはこのほかに、非藏人や口向役人の定員規定など人件費に関するものを中心とした、さまざまな規定があらたに設けられていた。⁽³⁰⁾つまり、この時期の支出の抑制はより総合的な形のものであったのである。

ただし、この時の幕府は、強制的な非藏人の人数の削減など積極的な支出の削減は行っていない。また、定高制改正の際も、老中は所司代ら在京幕府役人に、この改正によって、天皇・仙洞・女院が不自由するようなことがあってはならない、と繰り返し厳命している。⁽³¹⁾つまり、幕府は禁裏の諸支出が無制限に膨張することを嫌っただけであり、厳しい制限を加えているわけではないのである。朝幕関係に対する幕府の一定の配慮をここに見ることができよう。

なお、こうした諸規定が設けられた後も、禁裏側が規定の枠を超えた要望を申し入れることはしばしばあった。しかし、所司代・老中らは規定の遵守をあくまで求め、禁裏側の要望を認めようとはしなかった。この時期に設けられた諸規定は、基本的には以後幕末に至るまで遵守され続けたと言える。

第二章、寛政と文化期の定高制と光格天皇

このように、寛政年間には諸制度・諸規定が整備され、支出の抑制が図られていた。それではこうした制度・規定、とくにその根幹であった定高制は、実際にはどの程度、機能していたのだろうか。

これまで、定高制改正直後の口向の支出は数年にわたって定高の範囲内であったこと、また寛政十二年の支出は定高を超過する

こと十貫目以上であったことが明らかになっている。⁽³²⁾しかし、総体として寛政・文化期に定高制が機能したのか、また支出にはどのような特徴があったのか、といった点は明らかになっていない。そこで、本章ではこうした点について具体的に検討していきたい。

(一)、寛政と文化期の定高制

まず、定高制の運営状況について検討していく。次に挙げる【史料五】は、老中からの申渡しを所司代が付武家に伝えているものである。⁽³³⁾

【史料五】

嘉永四亥年九月五日内藤紀伊守殿（信親、所司代）御渡、

御附江、

当今常々 御慰事茂不被為在、春秋兩度能 御覽之外、

格別御手輕二而今三ヶ度被 仰出度 御沙汰之通相整候様、

伝 奏衆被申聞候二付、御附之者取調、差出候書付各江達、

被取調候上、江戸表江相達候処、春秋兩度之外、能 御覽

可被 仰出候儀者 御慰之儀二付、御都合次第之事二候得

共、近年之様御賄御余銀減少候而者御備銀茂難出来、奥上等

相減、於奥向茂御不都合二相成候儀二付、此上臨時御入用等

茂御手張不相成様取計、御賄御余銀、寛政・文化之御時節二

准、御備銀・奥上等茂出来候年柄者 御沙汰之通能 御

覽被 仰出候而茂御差支有之間敷候間、右之趣被相心得被取

計候様、伝 奏衆江程能可及挨拶旨、御附之者江申渡、右之趣各江茂可達段、年寄衆より申来候間、可被得其意候、

九月

現在、年二回ほど行っている禁裏での能の開催を今後は手輕なもので良いので、あと三回ほど増やしてほしい、という禁裏からの要望に対する老中の返答である。

前述したように、定高で取り決められた一ヶ年の口向の予算は七四五貫目であり、消化し切れなかった分（余銀）は、備銀、荒年手当銀、奥に支給の分に配分されることになっていた。この制度の近年の状況について老中は、支出の増大によって、毎年できる余銀そのものが非常に少額になってしまっている、必然的にそこからの備銀や奥への配分も少額なものになってしまっている。その結果、奥も不都合な状態に陥ってしまっている、と説明を加えている。

このように説明を加えた上で老中は、したがって、これ以上の臨時の支出が必要になるようなことには賛同できないが、寛政・文化年間のように、余銀が多分にできるほど余裕がある年に限っては問題ない、と述べている。

ここから、寛政と文化期においては、口向の支出は定高の範囲内であったこと、また、備銀や荒年手当銀には十分な貯蓄があったことが明らかになる。こうした状況が生じた理由は、史料中にはとくに明記されていないが、前述した諸制度・諸規定や、定信

の申入れによって禁裏で行われた厳しい儉約の成果によるものだと思われる。

しかし、その一方で、寛政年間末期から文化年間初期にかけては徐々に支出増大の兆候も見え始める。たとえば、前述した、寛政十二年の口向の支出が定高を十貫目以上超過していたという奥野氏の指摘もその一つであるが、こうした状況を示す事例はほかにも散見されるので、いくつか挙げていこう。

まず、武家伝奏広橋伊光の公用日記である「伊光記」⁽³⁵⁾の文化七年九月十八日条には、「御取締之事、近来、恐悦事等二而御用途多相成候間、一統取締候様以関白殿被 仰出候」とある。ここから、近年「恐悦事」⁽³⁴⁾ Ⅱ吉事の多発によって支出が増大しているのが、取締りを図るように、との天皇の命が関白を介して公家衆に伝えられていることがわかる。周知のとおり、光格天皇は多くの子供を儲けたが、それは支出の増大を招くものでもあったことが窺われよう。⁽³⁶⁾

また、「伊光記」の文化四年十二月二十三日条にも注目すべき記事がある。

【史料六】

一、拝領・拝借之人々、当年者御事多候間、兩様共不及御沙汰候、宜申達以但馬被申出候、「於長橋者氣毒二被存之由也」、「廿五日、園池・交野・岡崎拝借、桜井・堤・慈光寺・山井・穂波・豊岡等拝領、各不及御沙汰旨懇申渡候、」

山口和夫氏によると、十七世紀後半以降、公家衆は、①上層の摂家、②旧家に、外戚関係・職制登用などで納言昇進の例を築いた一部新家などが加わって構成される中間層、③三〇石三人扶持で、職制に登用されることもほとんどない新家で構成される下積み層、の三つの階層に固定された。このうち、③のいわば下級公家衆は、家職の組織も官位執奏による収入もほとんどなかったため、近世を通じて困窮に喘ぐことが多かった。⁽³⁷⁾

こうした下級公家衆からの拝領金・拝借金願いは近世を通じて多く見られ、彼らが生計を立てる上で必須のものであったと思われる。⁽³⁸⁾しかし、この【史料六】においては、彼らの願いは支出の増大を理由に却下されている。

支出の増大が下級公家衆の生活に悪影響をもたらしていたことを示す一例だと言えるが、ここでは拝領金・拝借金を下級公家衆に出す余裕がなくなるほど、奥の支出が増大していた点に注目したい。

(二)、光格天皇と定高制

このように寛政年間末期から文化年間初期にかけては、徐々に支出の増大が始まっていた。前述したように、その要因のひとつは吉事の増加であったが、ほかにはどういった要因があったのであろうか。

この点を検討する上で、「伊光記」の文化二年五月十四日条の記

事は興味深い。その内容は、奥を統括する長橋局が武家伝奏を介して、近年の支出増大によって苦しい状況にある奥へ、備銀のうちから金三〇〇兩ほどを支給してもらえないだろうか、と所司代に要望しているものである。このうち、長橋局が近年の支出増大の原因を述べている部分を次に挙げる。

【史料七】

(前略)其訳者、和歌御用等、毎月度々被為有、元日より御執行之事有之、其上、於 当御代者御敬心二付、毎月御法楽一箇度相加候、且恒例所々御祈祷之外、其由緒相正寺社者御吟味之上、御祈祷被 仰出候儀も彼是有之候、右御初穂、前二者自口向も差出候へ共、御取締以後者推而被 仰下候儀も御取締之ゆるみ二相拘候間、無其儀候、又御祈祷不被 仰付候儀も実々 御心障二被為有候二付、不得止自奥上之内多分被出之候、其上、 御近代二相超候年久御在位二被為有候間、彼是御委被 仰出候儀も有之、廉立候事とハ無之候へ共、御事多、無抛自然ト相増候儀も有之候、(後略)

ここから、奥の近年の支出増大は、光格天皇による、①頻繁な和歌会の開催、②法楽の増加、③寺社への祈祷料の増大、④頻繁に発せられる細かい要望がその要因であったことが明らかになる。以下、それぞれについて検討していこう。

まず、①頻繁な和歌会の開催について。盛田帝子氏は、寛政期には光格天皇が自身を中心とした歌壇を形成していたことを明ら

かにしている。⁽³⁹⁾光格天皇の狙いのひとつは、公家社会における自身の存在感の強化にあったと思われるが、こうした活動は当然、さまざまな出費を伴うものでもあった。⁽⁴⁰⁾

次に、②法楽の増加・③寺社への祈祷料の増大について。藤田覚氏によると、光格天皇はその存命中、さまざまな神事を復古・再興させ、朝廷権威の上昇を図ろうとした。⁽⁴¹⁾この②・③のような、法楽の頻繁な開催や、由緒は正しいが、これまでとはとくに祈祷を命じていなかった寺社にあらたに祈祷を命じたりするような動きもまた、そうした神事復古・再興運動の一環であったのではないかと思われる。

最後に、④頻繁に発せられる細かい要望について。ここから、長年在位し、細かい要望を頻繁に繰り返す光格天皇の姿が見取れる。光格天皇自身が積極的に発言をし、存在感を示していたことが窺える。

このように【史料七】からは、光格天皇の積極的な諸活動が支出の増大を招いていたことが明らかになる。

★小括

寛政年間末期から文化年間初期にかけては、吉事の多発・頻繁な和歌会の開催・法楽や寺社への祈祷料の増大・光格天皇自身が細かな要望を頻繁に繰り返したことといった要因によって、支出の増大が始まった。

それでもこの時期は、天保年間の状況からすれば、まだ余裕がある時期であった。これは、この時期には備銀や荒年手当銀に十分な貯蓄があり、それによって支出の増大に耐えることができたためだと考えられる。

逆に言えば、光格天皇が積極的に行なったさまざまな活動は、備銀や荒年手当銀の貯蓄といった金銭的な基盤があつて始めて成立するものであつた。

おわりに

奥野氏が明らかにしているように、寛政年間（とくにその初期）には、支出の増大が問題となり、それを抑制するために、定高制の改正や備銀・荒年手当銀の創設が行われた。⁽⁴²⁾しかし、実はこの時期にはこのほかにも、人件費に関するものを中心としたさまざまな規定があらたに設けられており、より総合的な形で支出の抑制が図られていた。

ただし、こうした諸制度・諸規定は、けつして強制的な支出の大幅削減を狙つたものではなく、あくまで無限に膨張しがちであつた支出の増大に一定の枠組みを設け、抑制を図ろうとしただけのものであつた。むしろ幕府は支出の抑制が朝幕関係に悪影響を及ぼさないように十分に注意しており、ここに朝幕関係に対する幕府の一定の配慮を見ることができるといえる。

さて、このように整備された諸制度・諸規定は寛政年間初期から後期にかけては円滑に機能した。そのため、備銀や荒年手当銀には多額の貯蓄が生まれた。しかし、その後、寛政年間末期から文化年間初期頃になると、光格天皇自身による、頻繁な和歌会の開催・法楽や寺社への祈禱料の増大・頻繁に繰り返される細かい要望、吉事の増加などの要因によって、徐々に支出が増大していった。その結果、備銀や荒年手当銀の貯蓄は次々に喰ひ潰されることとなつた。

寛政く文化期において光格天皇は、歌壇の形成や諸神事の復古や再興など、⁽⁴⁴⁾さまざまな活動を積極的に行つていた。こうした天皇の活動が朝幕関係に与えた影響については、議論があるところであると思うが、しかしその前提として、これらの活動には備銀や荒年手当銀の貯蓄といつた一定の金銭的基盤があつたことを指摘しておきたい。⁽⁴⁵⁾

（附記）近世の天皇・朝廷研究第一回大会当日とその準備報告などの場において、多くの方々から貴重なご意見をいただいた。ここに感謝の念を示したい。なお、本稿は、それらのご意見を踏まえて、大会当日の報告に加筆・修正したものである。

註

（一）奥野高広『皇室御経済史の研究』後編（中央公論社、一九四四

年)、武部敏雄「貞享度大嘗会の再興について」、『書陵部紀要』四、一九五四年)、藤田覚「寛政内裏造営をめぐる朝幕関係」、『日本歴史』五一七、一九九一年)など。

(2) 日柳彦九郎『山口商学雑誌』四六、一九二七年。奥野については、前掲註(1)参照。なお、このほかに禁裏料を扱った橋本政宣「江戸時代の禁裏御料と公家領」、『近世公家社会の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年、初出は『歴史と地理』二七九、一九七八年)、公家領を扱った大谷光男「近世土御門家領について」、『東洋研究』一四五、二〇〇二年)などもある。

(3) 禁裏や仙洞といった各御所の会計は別個に行われており、幕府からの金銭支給も各御所ごとであったが、ここではとくに、幕府と各御所の代表格である禁裏との関係に限定して、これまで明らかにしている点をまとめていく。

(4) 禁裏に付けられたものを「禁裏付」、仙洞に付けられたものを「仙洞付」と呼んだ。かれらは「付武家」と総称された。

(5) 取次・賄頭などの口向役人が不正を行い、私腹を肥やしていたことに対して、京都町奉行らの捜査が入った事件。この後、賄頭・勘使など一部の口向の役職には幕臣が任命されることになった(前掲註(1)奥野著、四四六〜四四九頁)。なお、この事件については平井誠二氏が「江戸時代の公家の流罪について」、『大蔵山論集』二九、一九九一年)の中で詳細な検討を行っている。

(6) ただし、こうした制度自体は幕府の各役所においてはすでに寛

延三(一七四八)年ごろから広く導入されていた(大石慎三郎「宝暦・天明期の幕政」、『岩波講座日本歴史十一 近世三』岩波書店、一九七六年、一五八頁)。禁裏への定高制の導入もあくまでそうした流れの一環であり、幕府は禁裏に対してのみ厳しい姿勢で臨んだわけではなかった(拙稿「十八世紀の京都所司代と朝廷」、『論集きんせい』二九、二〇〇七年)。

(7) なお、大嘗祭など大規模な儀式の費用に関しては、定高とは別に幕府から支給されることになっていた。

(8) 仮にある年の支出が七〇〇貫目だったとすると、余銀は四五貫目になる。この四五貫目の三分の一である十五貫目が備銀になり、十貫目が荒年手当銀になる。残りの二〇貫目は奥へ支給される。

(9) なお、奥の収支に関する史料は管見の限りほとんど存在しないと思われる。したがって、その全貌を明らかにすることは難しいであろう。

(10) この点については「字下人言」、『字下人言・修行録』岩波文庫、一〇〇頁)に、

(前略)禁裏御入用年を経て倍増せしなり。(中略)安永之比之御入用にも猶ましにましたれどせんかたもなきさまなり。さてもあるべき事ならねば所司代「太田資愛朝臣也」へもくまぐまいひやり、関白殿へも御用度可被節事等いひ上りしによりて、享保・元文の御入用を被糺しに今には倍増したりけり。これによつて御節用の事被仰出被取用しにぞ、すでに成

年などより減じてちかきの比之半も減じたり。
とあることから明らかである。

- (11) なお、奥野氏・日柳氏の研究には、幕府の財政状況・財政政策を念頭に置いていない、という問題点がある。筆者が前稿(前掲註(6)参照)で宝暦・安永期を対象に検討を行った結果、幕府からの金銭支給とその時期の幕府の財政状況・政策とには密接な関連があることがわかった。本稿では、この点にも十分な注意を払っていきたい。

- (12) 東京大学史料編纂所蔵。

- (13) 藤田覚氏が「天保期の朝廷と幕府」(『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年)などで多少用いているだけだと思われる。

- (14) 前掲註(1)奥野著、四五二〜四五八頁。

- (15) 「御所々御入用筋書抜」第五卷、御所々御内并女中人数等之儀。

- (16) 同前。

- (17) 安永三年に規定が設けられているのにも関わらず、「御所口向人数元極無之ニ付」と記されていることには疑問を感じえない。何らかの間違いかと考えられるが、詳細は不明である。なお、西村慎太郎氏のご教示によると、口向役人の総数は前述した安永年間の間口向役人の不正事件以後、大きく変動していないようである。この規定の取り決めなおしは規定の遵守の再確認を通じて支出の抑制を図ったものかと思われる。

- (18) 「御所々御入用筋書抜」第五卷、御所々御内并女中人数等之儀。

- (19) なお、史料中に「侍分」とあるが、口向役人は上級職である「侍分」と、下級職である「仕丁(もしくは下部)」に分けられている。侍分は取次・賄頭・勘使・御膳番・修理職・賄方・板元吟味方・板元・鍵番・奏者番・使番番頭・使番・小間使の総称であり、仕丁は根来同心・六門番などの各門番・使番の若党など、そのほかいろいろのもの」の総称である(下橋敬長述、羽倉敬尚註「幕末の宮廷」平凡社、一九七九年、三一五頁)。

- (20) 原則的には、退役後は扶持を離れ御家人の身分を失い、家督相続も許されていなかった(高柳金芳『江戸時代御家人の研究』遊山閣、一九六六年、三三二、六九〜七二頁)。

- (21) 「御所々御入用筋書抜」第五卷、御所々御内并女中人数等之儀には、次のような史料が収められている。

寛政二戊年十二月太田備中守殿(資愛、所司代)御達、

井上美濃守(利恭、京都町奉行)江、

禁裏御内之者見習等被 召出候節、取計方書付、御附より取調、差出候付、遂一覽候、是迄所司代江伺候儀者無之仕来之趣二候得共、安永五(三カ、ママ)午年 禁裏其外、御所々御内之者新規被 召出等之節、所司代江可相伺旨、相達置候処、安永四末年山村信濃守・天野近江守評議之上、取調、元改差出置、御附手限二而取計来候趣二候得共、左候而者申年達置候儀も相振、并見習等被下候御宛行・御扶持方之儀者新規御取立二者無之、父隠居又者死失等之節者家督被下置、悴被下米者上り二相

成候儀者勿論之儀ニ候得共、見習ニ而も是迄不被下者江御宛行・御扶持方被下候儀者新規ニ相当リ、別株被 召出候者計新規と申者難申、先年相達候趣ニ而者仮令別株ニ而も品ニ寄、一代限リ之積、相達候儀ニ有之候得者、父隠居又者死失之向も同様之振合ニ相当リ候事ニ而、何れ見習ニ而も御宛行・御扶持方等被下候儀を御附手限リニ而取計候者如何ニも存候、且内藤重三郎・小堀縫殿より伺候筋之儀も御附申談も無之、所司代よりも相達候趣ニも無之段、是以御附元改計を以可相渡筋無之、右元改帳之儀、所司代奥書、印形等も有之儀ニ候得者、都度々申達無之可取計儀ニも可有之候得共、左様ニも無之、御附計之書面ニ候間、何れ一通リ相伺候而可取計事と存候、且又、明米少キ年、御宛行・御扶持方等被下米多キ年も有之趣、右鉢明米少キ年柄ニ而被下米相増候節者猶更可相伺儀ニ候、勿論以来自分ニ申聞候上、取計可申旨、書面之趣尤候、向後、上リ米・被下米等取調候趣、差引書相添、都度申達無之可取計儀ニも可有之候得共、左様ニも無之、御附計之書面ニ候間、何れ一通リ相伺候而可取計事と存候、且又、明米少キ年、御宛行・御扶持方等被下米多キ年も有之趣、右鉢明米少キ年柄ニ而被下米相増候節者猶更可相伺儀ニ候、勿論以来自分ニ申聞候上、取計可申旨、書面之趣尤候、向後、上リ米・被下米等取調候趣、差引書相添、都度々相伺、否相達候上、取計候様、御附江相達置候間、可被得其意候、

正月

(22) 「御所々御入用筋書抜」第五卷、御所々御内并女中人数等之儀。
 (23) 非藏人の人数はそれほど減少していない、と史料中に記されているが、前述したように、寛政二年の規定はあくまで免職不補充を定めただけのものであり、積極的な人員削減を図ったものではなかった。

(24) 「御所々御入用筋書抜」第五卷、摂家・堂上方以下御内并女中御宛行米之外増被下米等之部。

(25) 「御所々御入用筋書抜」第五卷、御所々御内并女中人数等之儀。

(26) 『幕末の官廷』(前掲註(19))一五二〜一八〇、三〇九〜三一五頁。

(27) 前掲註(1)奥野著、四五二・四五二頁。

(28) たとえば、天明七年の時点では、禁裏・仙洞・大女院・女院御所があつた。また、寛政六年の時点では、禁裏・仙洞・女院・中宮御所があつた。なお、この点については、大会当日に高埜利彦氏から、金銭支給を通じて朝暮関係を考えるには、やはり御所数も考慮に入れるべきではないか、とのご指摘をうけた。前述したように、金銭支給は御所ごとに行われていたので、御所の数が一つである時期と複数ある時期では、幕府にかかる全体的な負担はかなり違うものになる。本稿では最初に、幕府と御所の代表格である禁裏(なお、仙洞や女院における各種の制度はそのほとんどが禁裏のものに准じている)との関係を見ていく、と断つたが、

それでもやはり御所の数は考慮に入れる必要がある。

(29) 前掲註(1) 奥野著、四五七〜四五八頁。

(30) 寛政年間には幕政全般において「曖昧であったものには法的な枠組みを与え、制度的な枠組みを作り上げようとした」(藤田覚『近世の三大改革』山川出版社、二〇〇三年、三五頁)が、今回明らかになってきた事例も基本的にはこうした流れに沿ったものかと思われる。

(31) 寛政四年の十二月に、老中からの申渡しを所司代が禁裏付に達している史料が「御所々御入用筋書抜」三之上巻、禁裏御賭御入用等之部に収められている。その申渡しの内容は、各御所(禁裏・仙洞・女院)の定高制改正の概要や注意点である。その中で老中は、くれぐれも「(筆者註)禁裏・仙洞・女院の)御手元御不自由ニ不被為在候様」に取り計らうよう、注意している。「御所々御入用筋書抜」に所収されているこの時期の老中の書状には、こうした表現が頻繁に現れており、たんなる建前ではないと考えられる。

(32) 前掲註(1) 奥野著、四五七〜四五八頁。

(33) 「御所々御入用筋書抜」三之上巻、禁裏御賭御入用等之部。

(34) 前掲註(1) 奥野著、四五七〜四五八頁。

(35) 東京大学史料編纂所所蔵。

(36) 具体的には養育費や親王宣下の費用などが想定される。また、子供が多ければ、それだけ凶事も多くなる。こうした凶事に関する

費用も支出の増大につながっていたと思われる。

(37) 「天皇・院と公家集団」『歴史学研究』七二六、一九九八年、八〇〜八三頁。

(38) 前掲註(2) 橋本論文、四〇五頁。

(39) 「光格天皇と宮廷歌会」『雅俗』九、二〇〇二年。

(40) 出費の具体的な内容としては、和歌会自体の開催費用のほか、その後行われたであろう酒宴の費用なども想定される。

(41) 「寛政期の朝廷と幕府」『近世政治史と天皇』吉川弘文館、

一九九九年、初出は『歴史学研究』五九九、一九八九年)六六〜六九頁。

(42) 前掲註(1) 奥野著、四五二〜四五八頁。

(43) 前掲註(39) 盛田論文。

(44) 前掲註(41) 藤田著。

(45) この点については大会当日に山口和夫氏から、光格天皇の性格をどのように考えるか、とのご質問をうけた。重要な問題であり、簡単に答えられるようなものではないが、本稿で明らかにしたような、光格天皇の諸活動の前提には備銀や荒年手当銀の貯蓄が金銭的な基盤のひとつとしてあった、という点を踏まえて今後考察を深めていきたい。

(東京大学大学院博士後期課程)